静岡県公安委員会規則第5号

組織改正等に伴う関係公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和5年3月17日

静岡県公安委員会委員長 外 山 弘 宰

組織改正等に伴う関係公安委員会規則の整備に関する規則

(静岡県公安委員会公印規則の一部改正)

第1条 静岡県公安委員会公印規則 (昭和62年静岡県公安委員会規則第4号) の一部を次のように改正する

る。								
改正前					改正後			
別表 2 (略)				別表2 (略)				
公印の保管責任者及び使用区分					公印の保管責任者及び使用区分			
番号	種別	保管責任者	使用区分		番号	種 別	保管責任者	使用区分
(略)					(略)			
10	10 号 印	交通部運転免許課長 交通部運転者教育課長	(略)		10	10 号 印	交通部運転免許課長	(略)
11	11 号印	交通部運転免許課長 交通部運転者教育課長 各警察署長 下田警察署松崎担当次長 清水警察署蒲原担当次長 袋井警察署森担当次長 天竜警察署水窪担当次長	(略)		11	11 号 印	交通部運転免許課長 各警察署長 下田警察署松崎担当次長 清水警察署蒲原担当次長 袋井警察署森担当次長 天竜警察署水窪担当次長	(略)
(略)					(略)			
16	16 号 印	生活安全部生活保安課長 交通部交通指導課長 <u>交通部運転者教育課長</u>	(略)		16	16 号 印	生活安全部生活保安課長 交通部交通指導課長 <u>交通部運転免許課長</u>	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県警察国有物品管理規則の一部改正)

第2条 静岡県警察国有物品管理規則(昭和39年静岡県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する

改正前	改正後			
(物品供用員)	(物品供用員)			
第5条 県本部の各課 <u>、自動車警ら隊</u> 、科学捜	第5条 県本部の各課、科学捜査研究所、機動			
查研究所、機動捜査隊、交通機動隊、高速道	捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及			
路交通警察隊及び機動隊(以下「課等」とい	び機動隊(以下「課等」という。)、浜松市警			
う。)、浜松市警察部庶務課、警察学校並びに	察部庶務課、警察学校並びに警察署に物品供			
警察署に物品供用員を置く。	用員を置く。			
$2\sim4$ (略)	2~4 (略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(聴聞及び意見の聴取の主宰者並びに弁明を録取する警察職員の指定等に関する規則の一部改正)

第3条 聴聞及び意見の聴取の主宰者並びに弁明を録取する警察職員の指定等に関する規則(平成6年静岡 県公安委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正前

(聴聞の主宰者)

- 第2条 聴聞等規則第3条に規定する聴聞を主 宰する警察職員は、次の各号に掲げる者をも って充てる。
 - (1) (略)
 - (2) 交通部参事官の職にある者
 - (3) 生活安全部人身安全対策課長及び生活保 安課長並びに交通部の各課長の職にある者
 - (4) 生活安全部人身安全対策課次席及び交通 部運転免許課次席の職にある者
 - (5) 生活安全部人身安全対策課理事官又は管 理官、生活安全部生活保安課許可事務指導 管理室長又は許可事務指導管理室管理官、 交通部交通企画課理事官(部付を兼ねる者 を除く。) 及び管理官(次席を兼ねる者を除 く。)、交通部交通指導課交通捜査室長又は 交通捜査室管理官、静岡県警察放置駐車対 策センター管理官、静岡県警察東部運転免 許センター管理官、静岡県警察中部運転免 許センター管理官、静岡県警察西部運転免 許センター管理官並びに交通部運転者教育 課管理官の職にある者

(6) (略)

(意見の聴取の主宰者の指名)

- 第3条 ストーカー規制法意見の聴取規則第2 条及び意見の聴取等規則第3条に規定する意 見の聴取の主宰者は、次の各号に掲げる者を もって充てる。
 - (1) (略)
 - (2) 交通部参事官の職にある者
 - (3) 生活安全部人身安全対策課長及び交通部

改正後

(聴聞の主宰者)

- 第2条 聴聞等規則第3条に規定する聴聞を主 室する警察職員は、次の各号に掲げる者をも って充てる。
 - (1) (略)
 - (2) 生活安全部人身安全少年課長及び生活保 安課長並びに交通部の各課長の職にある者
 - (3) 生活安全部人身安全少年課次席及び交通 部運転免許課次席の職にある者
 - (4) 生活安全部人身安全少年課理事官及び管 理官、生活安全部生活保安課許可事務指導 管理室長又は許可事務指導管理室管理官、 交通部交通企画課理事官(部付を兼ねる者 を除く。) 及び管理官(次席を兼ねる者を除 く。)、交通部交通指導課交通捜査室長又は 交通捜査室管理官、静岡県警察放置駐車対 策センター管理官、交通部運転免許課管理 官、静岡県警察東部運転免許センター管理 官、静岡県警察中部運転免許センター管理 官並びに静岡県警察西部運転免許センター 管理官の職にある者

(5) (略)

(意見の聴取の主宰者の指名)

- 第3条 ストーカー規制法意見の聴取規則第2 条及び意見の聴取等規則第3条に規定する意 見の聴取の主宰者は、次の各号に掲げる者を もって充てる。
 - (1) (略)
 - (2) 生活安全部人身安全少年課長及び交通部

運転者教育課長の職にある者

- (4) <u>生活安全部人身安全対策課次席</u>及び交通 部運転免許課次席の職にある者
- (5) 生活安全部人身安全対策課理事官又は管理官、静岡県警察東部運転免許センター管理官、静岡県警察中部運転免許センター管理官、静岡県警察西部運転免許センター管理官及び交通部運転者教育課管理官の職にある者

<u>(6)</u> (略)

運転免許課長の職にある者

- (3) 生活安全部人身安全少年課次席及び交通 部運転免許課次席の職にある者
- (4) 生活安全部人身安全少年課理事官及び管理官、交通部運転免許課管理官、静岡県警察東部運転免許センター管理官、静岡県警察中部運転免許センター管理官並びに静岡県警察西部運転免許センター管理官の職にある者

<u>(5)</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、令和5年3月20日から施行する。